

# 令和5年度 瑞穂市水防計画の修正の概要

## 1.水防計画修正の根拠

瑞穂市水防計画は、水防法第4条に基づき岐阜県知事から指定された指定水防管理団体である瑞穂市が定めるものであり、瑞穂市域にかかる河川、湖沼の洪水、内水氾濫の水災を警戒し、防御し、被害を軽減し、もって公共の安全を保持することが目的です。

計画内容は、岐阜県水防計画の更新等を踏まえ、適宜、検討を加え、水防法第33条により必要に応じて修正するものです。

## 2.見直しのポイント

### (1)岐阜県水防計画との整合

### (2) その他

## 3.主な修正事項

### (1) 岐阜県水防計画との整合

☞重要水防箇所評定基準の更新

(本編：P11)

☞下水道管理者の協力の更新

(本編：P54)

### (2) その他

☞岐阜県資料編との整合

(資料編：P2)

☞瑞穂市地域防災計画との整合

(資料編：P21、24、35、42、52、56)

☞表記の整理

(資料編：P17)